

日本臨床栄養学会認定臨床栄養指導医資格制度規則

第 1 章 総則

第 1 条 この制度は臨床栄養学の進歩に即して、疾病の予防および診療に必要な栄養に関連する総合的な知識と技量を有する優れた医師を育成し、栄養関連医療の向上を図り、もって栄養学の進歩と国民の健康の向上に貢献することを目的とする。

第 2 条 日本臨床栄養学会（以下本学会）は、前条の目的を達成するため、本学会認定臨床栄養指導医資格制度を設ける。

第 3 条 本制度の維持と運営のために教育委員会（仮称以下同じ）を設け、認定臨床栄養指導医資格に関する審議ならびに認定を行なう。

第 2 章 認定臨床栄養指導医の資格

第 4 条 認定臨床栄養指導医資格を申請する医師は、つぎの各項の条件をすべて満たすものとする。

日本国の医師免許証を有し、医師としての人格および見識、技量を備えていること。
申請時において評議員であるか、認定臨床栄養医の資格を取得し、かつ継続 3 年以上本学会の会員であること。

本学会が施行する認定のための研修単位として 24 単位を取得した後、審査に合格すること。24 単位のうち、日本臨床栄養学会年次学術集会は、3 年に 1 回以上は参加し、8 単位以上を取得する。

第 3 章 教育委員会委員

第 5 条 本学会理事会が教育委員数名を選任する。

第 6 条 教育委員は教育委員会を組織し、認定臨床栄養指導医資格認定に関する業務を行なう。

第 4 章 認定臨床栄養指導医の認定および更新の方法

第 7 条 認定臨床栄養指導医資格の認定を希望する者は、つぎの各項に定める書類を日本臨床栄養学会教育委員会に提出する。

認定臨床栄養指導医資格認定申請書

履歴書

医師免許証(写し)

学術活動に関する単位数を合計 24 単位以上取得したことを証明する資料

業績目録

本学会認定臨床栄養指導医資格をもつ医師の推薦書

第 2 項 取得単位は、「申請時別表」に従って集計する。

第 8 条 教育委員会は、毎年 2 回申請書類によって認定資格についての審査を行う。

第 9 条 教育委員会の審査結果は、理事会の議を経て決定する。

第 10 条 本学会理事長は審査の要件を達成したものに対して、資格認定証を交付する。

第 11 条 認定は 5 年毎に更新する。

第 12 条 認定の申告時に支払う審査料は 10,000 円、認定料は 20,000 円とする。

第 13 条 認定臨床栄養指導医の申請書類の締め切りは毎年 6 月 30 日および 11 月 30 日とする。

第 5 章 認定臨床栄養指導医資格の喪失

第 14 条 認定臨床栄養指導医資格はつぎの理由により、その資格を喪失する。

正当な理由を付して認定臨床栄養指導医としての資格を辞退したとき。

本学会の会員としての資格を喪失したとき。

申請書類に虚偽が認められたとき。

認定臨床栄養指導医の認定を受けた日から満 5 年を経て新たに認定更新を受けないとき。

第 15 条 本学会理事長は認定臨床栄養指導医としてふさわしくない行為のあった者に対して、教育委員会、理事会および評議員会の議決より資格の認定を取消することができる。

第 6 章 認定臨床栄養指導医資格の更新

第 16 条 認定臨床栄養指導医資格の更新を希望するものは、認定された後も連続して本学会の会員であることとする。

第 17 条 資格の更新に必要な単位数は 30 単位である。更新時別表に従って過去 5 年間に取得した単位を集計すること。30 単位のうち、日本臨床栄養学会年次学術集会は、5 年に 2 回以上は参加し、16 単位以上を取得する。

第 18 条 資格の更新を希望するものは、次項に定める申請書類に更新審査料を添えて教育委員会に提出するものとする。

日本臨床栄養学会認定臨床栄養指導医更新申請書

学術活動に関する単位数を合計 30 単位以上取得したことを証明する資料

第 19 条 特別な事情(海外留学、病気療養等)により認定更新が出来ない者に対しては、それを証明する書類を認定臨床栄養指導医認定委員会へ提出し、認定更新(認定期間延長等)について審議する。また、申請により延長した認定期間を元に戻す事や短縮する事はできない。認定期間の延長を希望する者は、別途細則に定める方法により申請する。

第 20 条 教育委員会は、毎年 6 月 30 日および 11 月 30 日を締め切りとして、申請書類によって更新を認定する。

第 21 条 本学会理事長は、認定臨床栄養指導医の更新を認定されたものに対して理事会の議を経て認定書を交付し、学会誌に発表する。

第 22 条 更新審査料は 20,000 円とする。

第 7 章 認定臨床栄養指導医資格制度の運営

第 23 条 教育委員会委員長は、本制度の円滑な運営を図るために教育委員会を招集する。

但し、教育委員数の3分の1以上から会議の目的とする事項を示して請求があったときは、委員長は、直ちに臨時教育委員会を招集しなければならない。

第24条 教育委員会は委員数の過半数が出席しなければ、その議を開き議決することができない。

第25条 教育委員会の議事は出席者過半数の同意をもって決し、また可否同数のときは委員長が決するものとする。

第26条 この規則の実施に関して、教育委員会および理事会によって決定された事項は本学会機関誌によって会員に通告する。

第8章 規則の改廃

第27条 この規則の改廃は教育委員会および理事会の議決により、評議員会の承認を受けなければならない。

第9章 補則

第28条 委嘱の更新

日本臨床栄養学会認定臨床栄養指導医資格制度の実施にあたり、その円滑な運営を図るため、今後3年（2009年12月31日）までは認定臨床栄養指導医の認定については以下に定める過渡的（暫定）措置を講ずる。

第29条 本措置の運営は、教育委員会がこれを行なう。

第30条 認定臨床栄養指導医の委嘱

本学会の理事に本学会理事長が委嘱する。

本学会評議員を勤め、理事会ならびに教育委員会が認定臨床栄養指導医として適当とみとめた者に本学会理事長が委嘱する。

教育委員会は、過渡的措置による認定臨床栄養指導医の認定結果を理事会に報告する。

第31条 委嘱の更新

過渡的措置により委嘱された認定臨床栄養指導医は、その継続を希望する場合には、5年後に日本臨床栄養学会認定臨床栄養指導医資格制度規則第6章に定める手続きを経て、委嘱の更新を行なわれなければならない。

第32条 資格の喪失

過渡的措置による認定臨床栄養指導医の資格の喪失については、日本臨床栄養学会認定臨床栄養指導医資格制度規則5章に準ずる。

第33条 この補則は2006年9月3日より施行し、改正は理事会の議を経なければならない。また、この規則は過渡的措置の終了を以って廃止される。

付 則

- 1.本規則は、2006年9月3日より発効とする
- 2.規則の改訂 2007年11月17日
- 3.規則の改訂 2008年10月11日
- 4.規則の改訂 2009年9月19日
- 5.規則の改訂 2017年4月20日
- 6.規則の改定 2024年10月4日

【申請時 別表】

別表 1. 学術集会および教育的企画への参加の場合

	参加による単位	演者・座長による加算単位
1. 日本臨床栄養学会年次学術集会	8	2
2. 日本臨床栄養学会主催の教育的企画	5	2
3. 日本臨床栄養学会主催以外の教育的企画	1 もしくは 2	—

- ① 出席を証明する資料，例えば受講票もしくは会場費の領収書等を添える。
- ② 演者とは講演者本人，ポスター発表者本人，ならびに共同演者とする。
また，同一学会で複数回発表を行っても一回のみと計算する。
- ③ 申請時に必要 10 単位のうち、日本臨床栄養学会年次学術集会は、1 回は参加し、8 単位を取得する。
- ④ 2 の教育的企画は研修企画委員会による講習会への出席もしくはeラーニングを受講して取得する。
- ⑤ 3 については教育委員会で認められた研究会等とする。ただし、申請時に最大 2 単位までを認めるものとする。

別表 2. 論文発表の場合

	筆頭著者の単位	共著者の単位
1. 機関誌「日本臨床栄養学会雑誌」	5	2

- ① 上記以外の雑誌については，内容を検討し単位を決定する。
- ② 論文は臨床栄養医学に関する学術論文（原著，総説，症例報告などを含む）とする。
- ③ 当該部分の別刷りまたはコピーを添える。

【更新時 別表】

別表 1. 学術集会および教育的企画への参加の場合

	参加による単位	演者・座長による加算単位
1. 日本臨床栄養学会年次学術集会	8	2
2. 日本臨床栄養学会主催の教育的企画	5	2
3. 日本臨床栄養学会主催以外の教育的企画	1 もしくは 2	—

- ① 出席を証明する資料，例えば受講票もしくは会場費の領収書等を添える。
- ② 演者とは講演者本人，ポスター発表者本人，ならびに共同演者とする。
また，同一学会で複数回発表を行っても一回のみと計算する。
- ③ 更新時に必要な過去 5 年間に取得した 30 単位のうち，日本臨床栄養学会年次学術集会は 5 年に 2 回以上は参加し，16 単位以上を取得する。

- ④ 2の教育的企画は研修企画委員会による講習会への出席もしくはeラーニングを受講して取得する.
- ⑤ 3については教育委員会で認められた研究会等とする. ただし, 申請時に最大2単位までを認めるものとする.

別表2. 論文発表の場合

	筆頭著者の単位	共著者の単位
1. 機関誌「日本臨床栄養学会雑誌」	5	2

- ① 上記以外の雑誌については, 内容を検討し単位を決定する.
- ② 論文は臨床栄養医学に関する学術論文(原著, 総説, 症例報告などを含む)とする.
- ③ 当該部分の別刷りまたはコピーを添える.

日本臨床栄養学会 認定臨床栄養医研修会臨床栄養医（指導医）制度規則
資格更新期間猶予に関する細則

1.（目的）この細則は、規則第 19 条（認定更新期間の猶予）に関わる必要な手続きについて定めるものである。

2.（対象者）海外留学、病気療養等あるいは認定委員会が認める理由により、12 か月以上学会活動参加が出来ない者は、更新期間の猶予を申請することができる。その場合の認定医（指導医）資格の有効期間は、5 年間に猶予期間を加えた期間とする。

3.（猶予期間） 猶予の開始期間は資格有効期間が終了する翌日からとする。猶予期間は 1 年から 3 年を原則とし、証明書類に記載された期間を勘案して認定委員会が決定する。

4.（必要書類）

- ・更新猶予申請書
- ・証明書類（海外留学証明書、傷病証明書、産後休暇証明書など）

5.（申請方法） 書類一式を学会事務局に、有効期限が終了する年度の資格更新申請期間に送付する。

6.（資格更新の方法） 猶予期間の最終年度に行うことができる。

本規則は 2024 年 10 月 4 日より施行する。

(書式)

年 月 日

一般社団法人 日本臨床栄養学会
認定臨床栄養指導医認定委員会 委員長殿

氏 名 _____

会員番号 _____

認定臨床栄養医（指導医）資格更新猶予申請書

下記の通り、証明書を添付して更新猶予を申請いたします。

開始期日： 年 月 日

終了期日： 年 月 日

申請理由：